

平成18年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成18年12月 6日 午前10:00

○散 会 午前11:50

○出席議員（21名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 成田進	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	18番 村井政克	19番 大谷貞廣
20番 西村武	21番 堀井克見	22番 藤原幸作

○欠席議員（1名）

14番 伊藤博

○説明のための出席者

市 長 石川光男	助 役 鐙利行
教 育 長 小林洋	総務部長 大越宏
産業建設部長 伊藤賢志	市民生活部長 菅生一也
福祉保健部長 門間鋼悦	教育次長 山平東
総務課長 鈴木公悦	総合政策課長 鈴木司
財政課長 澤井昭	税務課長 伊藤正
産業課長 山口義光	建設課長 鈴木利美
都市整備課長 鎌田洋一	会計課長 櫻庭新悦
収納課長 中泉作右衛門	追分出張所長 櫻庭久俊
財政課長待遇 三浦喜博	下水道課長 藤原貞雄
水道課長 小林健一	総務学事課長 佐藤磐
市民課長兼飯田川庁舎 総合窓口センター長	社会福祉課長 児玉俊幸
農業委員会事務局長 鈴木久雄	幼児教育課長 田仲茂隆

生活環境課長	鈴木 鋼 生	健康課長	川 上 秀佐男
生涯学習課長	丸 谷 昇	スポーツ振興課長	根 一
国体事務局長	菅 原 徳 志	高齢福祉課長	門 間 裕 一
昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木 博 信	天王庁舎総合窓口センター長	伊 藤 清 孝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野 耕 二	議会事務局課長待遇	伊 藤 正 吉
--------	---------	-----------	---------

平成18年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成18年12月6日（1日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議運委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 承認第 8号 専決処分の承認について（潟上市が保育を実施する児童に由利本荘市立保育所を使用させることに関する協議）
- 日程第 6 議案第81号 潟上市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（案）について
- 日程第 7 議案第82号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について
- 日程第 8 議案第83号 潟上市副市長の定数を定める条例（案）について
- 日程第 9 議案第84号 潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第85号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第86号 潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第87号 秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第13 議案第88号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 日程第14 議案第89号 秋田県市町村会館管理組合理約の一部変更について
- 日程第15 議案第90号 湖東地区行政一部事務組合理約の一部変更について
- 日程第16 議案第91号 平成18年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第17 議案第92号 平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について

- 日程第 18 議案第 93 号 平成 18 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 19 議案第 94 号 平成 18 年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 20 議案第 95 号 平成 18 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 21 議案第 96 号 平成 18 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 22 議案第 97 号 平成 18 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 23 議案第 98 号 平成 18 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 24 同意第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 25 陳情第 16 号 要望書（特別養護老人ホーム松恵苑増床工事等に係る助成について）
- 日程第 26 陳情第 17 号 陳情書（天王北野 31 - 3 道路拡張）
- 日程第 27 陳情第 18 号 秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める陳情書
- 日程第 28 陳情第 19 号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情書
- 日程第 29 陳情第 20 号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める陳情書
- 日程第 30 陳情第 21 号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める陳情書
- 日程第 31 陳情第 22 号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書
- 日程第 32 陳情第 23 号 米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める陳情書
- 日程第 33 陳情第 24 号 法務局の増員に関する陳情
- 日程第 34 陳情第 25 号 飯田川地域の自然環境整備の保全について

日程第 3 5 陳情第 1 2 号 「道路整備・雨水排水・舗装工事・側溝新設について」の
取下げの件について

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。なお、14番伊藤 博議員より欠席届けが提出されておりますことを報告します。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第4回潟上市議会定例会を開会致します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番赤平末次郎議員および11番藤原典男を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は、去る12月4日議会運営委員会において審査の結果、本日6日から15日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から15日までの10日間と決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項として、会派の変更について報告します。

新政会より11月20日付けで所属議員の変更の届け出が提出されております。20番西村武議員は、これまでの新生会より脱会し、これにより新生会は3名になりましたことを報告します。なお、西村議員は11月28日付けで、一人会派自由平和会を結成されましたことを報告します。

ほかの報告事項については、お手元に配布してあるとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。5番、澤井議会運営委員長。

【議会運営委員長の報告】

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は11月28日に委員、正副議長、12月4日に委員、正副議長、当局からの説明員として助役、総務部長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、承認第8号は本会議にて、議案第81号は社会厚生常任委員会へ付託、議案第82号、83号、84号、85号は総務常任委員会へ付託、議案第86号、87号は社会厚生常任委員会へ付託、議案第88号、89号、90号は地方自治法の一部改正と関連があることから総務常任委員会へ付託、議案第91号から98号については各所管の常任委員会へ付託、同意第6号については本会議にてという区分で行なうことと致します。

なお、大綱質疑については、各常任委員会へ付託予定のものについては、所管の常任委員会の委員は委員会において十分に審議していただくものとし、本会議では質疑を行なわないことと致します。

陳情については、各所管の常任委員会へ付託することと致します。

なお、産業建設常任委員会で継続審査となっております陳情第12号については、陳情者に対し、「現在は通り抜けができるが、この陳情に関係しない所有者から道路を封鎖された場合、Uターンできるスペースを確保することが困難であり、所有者に対し、今後とも現在の形を変えない旨の同意を得ることが必要である」ことを通知しておりましたが、陳情者より、9月28日付けで、「今後、貴議会において採択するための諸条件を満たすことは厳しいと判断した」という理由で陳情取下申出書が提出されております。なお、この件については議長より本会議にて取り扱います。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については5名の通告者がありました。議会運営委員会で質問の順番について抽選を行なった結果、8日の1番目に6番藤原幸雄議員、2番目に11番藤原典男議員、3番目に17番中川光博議員、11日の1番目に8番小林 悟議員、2番目に19番大谷貞廣議員と決定致しましたので宜しくお願い致します。

以上申し述べて、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

ただいま委員長の報告にありましたように、陳情第12号の取り下げの件については、本日の日程の最後に取り扱い致しますのでお願い致します。

【日程第4、行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第4、行政報告を行います。市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さん、おはようございます。そして傍聴者の皆さんも早朝から大変御苦労さまでした。

さて、本日ここに、平成18年第4回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、9月定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、全員協議会でもご報告致しましたが、平成18年10月19日の新聞報道による、特定の政党や政治家の会合への公金支出に対して『大阪高裁の「行政の政治的中立性の要請に反するもの」として違法性を指摘している』ことが掲載され、秋田市の交際費による公金支出について報道されました。

本市においても直ちに詳細を調査したところ、平成17年度に4件5万円、平成18年度2件3万円が支出されていることが判明致しました。これを受け、所定の手続きを経て翌20日、平成17年度分と18年度分、合計8万円を返還致しました。

この件については、集会に出席することで諸情報の収集ができることから市の利益になるとの観点から支出を致しましたが、今後は特定の政党や政治家の会合への公金支出は行わないことと致しました。なお、市長交際費については、19年4月から公表致します。宜しくご理解を賜りたくご報告申し上げます。

次に、第2回自治会長会議について申し上げます。

11月24日、合併後初の3地区合同の自治会長会議を開催しました。当日は、各部局から諸報告や連絡事項等を説明し、平成18年度除排雪方針や地域行事の推進等について意見交換を行ないました。また、各自治会から寄せられた要望等については、今後、現場等を確認しながら「できるもの」「できないもの」を精査していくこととし、併せて国における三位一体改革等により厳しさを増す市の財政状況について、重ねて理解を求めました。

次に、超高速通信網（Bフレッツ）の整備推進について申し上げます。

11月13日、N T T東日本秋田支店では、光ファイバーを利用した高速インターネット接続サービスの提供エリアとして潟上市の整備地域を拡大することを発表しました。

本市では、先の7月31日に潟上市超高速通信網整備推進協議会を設立し、Bフレッツサービスの早期実現のための啓発、署名活動などに取り組んできたところ、10月13日、天王878局、昭和飯田川877局合わせて目標とする1,000件に達したことから、N T T東日本秋田支店に対してBフレッツサービス加入の仮申込書を添えて陳情書を提出していたものです。本協議会の趣旨に賛同する個人および市内企業や団体等から広くご理解、ご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

次に、11月7日から8日未明にかけての暴風雨による被害状況についてご報告申し上げます。

まず倒木については、主に天王地域の市道を中心に県道を含め14か所で通行止めなどを行い、76本の倒木を市および業者依頼によって処理をしたところであります。

街灯につきましては、200ワット用街灯ポール3基が倒壊したほか若干の燈具が損壊しております。

また、7日深夜および8日の午前中には空き家の屋根トタンが飛散する恐れがあるとの通報があり、市職員、消防署、関係消防分団員が出動し、直ちに対処しております。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに、「品目横断的経営安定対策」「農地・水・農村環境保全向上対策」ならびに「米の需給調整システム」への移行について申し上げます。

これまで担い手の育成・確保にあたっては、10月末現在、市内各集落等で計120回におよぶ座談会が開催され、対策の周知と運用について協議・検討を進めております。既に集落営農組織として設立した集落もあり、モデル地域として期待されるところであります。今後、さらに経理の一元化など具体的な内容について営農の実態を十分に把握している農協や集荷業者等と連携しながら、担い手の育成に努めてまいりたいと存じます。

また、農地・水・農村環境保全向上対策については、市内4地域で19年度の事業化に向けて、運営方法などの合意形成、活動組織の設立、規約の立案に取り組んでおります。今後は、国・県の予算の提示により市として対応することになります。

また、新たな需給調整システムについては、19年度から新たに生産調整方針作成者たる農協・集荷業者が主体的に調整を行うこととなります。これにより需給調整業務が行政主体から農協等に移ることから、湖東農協管内では市・町の行政担当者が国の農政事

務所とともに、農協の実務者と事務事業のすり合わせを行っております。また、秋田みなみ農協とも、今後、男鹿市と連携を取りながらスムーズな業務の移行のための支援のあり方を含めて検討してまいります。

さて、管内には2つの農協を中心に「秋田みなみ農業協同組合担い手育成推進協議会」と「湖東地域担い手育成総合支擧協議会」があり集落組織の育成に努めておりますが、このたび地域の担い手となる認定農業者への誘導、土地利用型農業における集落営農の組織化、さらに法人化に向けて総合的に支援することを目的に「潟上市担い手育成総合支援協議会」を11月13日をもって設立致しました。今後は、協議会を構成する県、市、農業委員会、農業関係団体とともに農協・集荷業者と連携し、経営体の育成を図ってまいります。

次に、第129回秋田県種苗交換会について申し上げます。

昨年の9月定例会で市制1周年の記念事業として議会による招致要望の決議がなされたことに端を発し、市内外の各界各層からご協賛いただいた「第129回秋田県種苗交換会」が11月7日に閉幕致しました。このたびの種苗交換会は、聖農石川理紀之助翁の地元であり「聖農の地から農業の路を拓く」をキャッチフレーズに、先人から受け継いだ精神を基にして、農業をこれからも発展させていく起源となる交換会を念頭に開催しました。交換会期間中は、この時期としては稀に見る晴天に恵まれ、主催者のJA秋田中央会では87万5,000人の来場者と発表されていますが、各種団体独自の行事を含めると、それ以上の来場者数だったと感じています。

また、中心イベントである天王総合体育館の農産物展示会場には、地元の花弁・果樹・大豆、野菜など多数が出展され、中でも最高賞である農林水産大臣賞には、本市の加賀谷敏彦氏の日本梨「幸水」が受賞の栄に浴されたほか、地域から多数の方が受賞されました。改めて、日ごろから培われた農業への情熱に深く敬意を表するところでありませう。

さらに、学校農園展では潟上市立飯田川小学校が3年連続して最優秀賞・県知事賞・NHK秋田放送局長賞を受賞するなど、正に聖農の地から未来農業の展望が拓ける想いがあります。

また、潟上市のイメージアップを図る企画として聖農石川理紀之助翁展やシクラメンによる各大会会場の飾り付け、人と環境に優しい会場運営の一つとしてウッドチップ歩道の敷設、協賛団体主催による音楽会など、参観者から好評を博しております。

このように今回の交換会で得ることができた数多くの教訓と成果を、今後の本市の農業はもとより市の発展と次代につなぐ大きな糧としてまいりたいと考えております。

この後、潟上市協賛会の総会を開催し総括となりますが、これまで市議会をはじめ警察・交通指導隊など数多くの皆様からいただいたご指導、ご協力に対し、深く感謝とお礼を申し上げます。

次に、農業の概況について申し上げます。

まず、稲作の状況についてであります。東北農政局秋田農政事務所が10月26日に発表した本県の作況指数は平年並みの「100」であります。8月以降の高温多照で登熟が進み県中央では「99」となっておりますが、秋田地域振興局管内の水稻定点収量調査の結果によると、本年の水稻作柄は総粒数がやや多く登熟歩合も向上したことから収量は平年より多くなりました。また、最も懸念された米の品質については11月21日現在、潟上市全体の1等米比率が93.99%と高い値を示しております。このことは、気象条件もさることながら防除薬剤の選択や散布方法など、的確なカメムシ防除などと適期刈り取りによるものと考えられます。今後も実証結果を踏まえ、適正な防除体系のもとで良質米の生産を目指してまいりたいと存じます。

次に、果樹の状況について申し上げます。

和梨の集荷量はここ2年間、塩害の影響で低下しておりましたが、今年はようやく7割から8割程度まで回復しております。集荷量は10キログラム入れで約2万8,000ケースと販売額でも平成14年度並に伸ばしております。

次に、花卉について申し上げます。

輪菊については、施設の雪害により販売量は例年の8割程度となっております。品質は病虫害被害がなく良好に推移したものの、全国的に天候が良かったこともあり、出荷量の多い10月には値段が下がっております。

シクラメンなどの鉢物については、品質は昨年並みに推移しているものの、関東方面の気温が高く需要の伸びは今ひとつで、価格も安く出荷は遅れ気味であります。

次に、転作大豆について申し上げます。

今年度の刈り取り始期は10月12日ころで、終期は11月15日ころとなっております。品質は子実が大きく収量も多い傾向にあります。このため、等級も1・2等が全体の55%程度で、昨年と5%と比較すると格段に良質であります。なお、検査の進捗率は40%であります。

次に、農林水産整備について申し上げます。

県営担い手育成基盤整備事業の「飯塚地区」においては、幹線農道舗装工事が完了済みで、今後、発注予定の補完工事の年度内完成を目指しております。

県営土地改良総合整備事業の「音羽下地区」は、幹線農道舗装工事が完了済みで、これも補完工事のみを残しております。

県営地域用水環境整備事業の「天王長沼地区」は、基盤施設の護岸工・安全施設工等および環境施設の休憩施設工を施工中であります。

また、市単独事業の天王漁港背後地の「天王第2排水機場設置工事」は10月30日に完成し、今後、豪雨時における被害の軽減により、地域住民生活の安定に寄与するものと期待されます。

次に、松くい虫防除について申し上げます。

今年度は、これまでの松くい虫防除対策事業に加え、県の松林修景促進事業により枯れ死・白骨化したことによる景観への影響木や安全面で支障のあった松の伐倒処理を実施しております。今後も被害の予防と駆除により松林の保全対策を実施してまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

今年度の文化祭は、10月7日・8日に昭和地区・飯田川地区、10月14日・15日には天王地区において、それぞれ各地区公民館を主会場として開催しました。文化祭当日は各会場とも大勢の市民が鑑賞に訪れました。

10月14日に第2回目となる「潟上市音楽祭」を天王総合体育館を会場に開催しました。今回のメインは、今年3月に市制1周年を記念して製作された「潟上市民歌～昇る陽よ～」を、一般公募した市民と3中学校吹奏楽部による合同演奏とともに合唱したところであり、300人を越す大合唱は感動を呼び、市民歌のPRとともに市民の交流の輪が広がったものと思います。

また、このほど開催された種苗交換会において、郷土の偉人「石川理紀之助翁」をPRするためボランティアガイドを天王公民館分館長連絡協議会が中心となって一般公募したところ、中学生12名、一般市民12名、計24名の応募がありました。交換会期間中、郷土文化保存伝習館には1,000人を越す来館者があり、ボランティアガイドの説明に熱心に耳を傾ける光景が見られました。改めて感謝申し上げます。

次に、男女共同参画についてであります。 「潟上市男女共同参画かたがみ宣言記念式典ならびに記念フォーラム」を内閣府と共催により11月5日羽城中学校視聴覚ホール

において、議員の皆様はじめ市民多数の参加を得て盛大に開催できましたことに衷心より感謝申し上げます。これを機会にさらに男女共同参画の重要性を認識し、男女共同参画社会の実現への気運の醸成に努めてまいりたいと存じます。

次に、「学校・家庭・地域が一つになって」行われた豊川小学校創立130周年記念式典は、10月15日に学校発展に尽くされた方々はじめ来賓各位のご列席のもと行われました。これまでご尽力くださいました方々に改めてお礼申し上げます。

なお、豊川小学校改築に向けて作業を進めておりますが、このほどその基本設計がまとまりましたので、この後、議員の皆様はじめ関係各位と相談してまいりたいと存じます。

また、追分小学校大規模改造・耐震補強工事につきましては、関係各位のご協力により間もなく完成の予定であります。

次に、国体関係について申し上げます。

秋田わか杉国体の開催まであと297日となり、もうすぐという感がしております。国体の成功に向けて、さらに気を引き締めて万全を期してまいりたいと存じます。

先般の兵庫国体の視察についてであります。議員の方々はじめ各地区の自治会長、各婦人部ならびに各種団体役員の方々、さらに競技団体など総勢40名の方々に参加いただき、民泊の状況、競技進行などについて視察をしてまいりました。民泊については、相撲競技、レスリング競技とも開催地での実施はなく、近隣の三木市の状況を2班に分かれて視察致しました。当日は、各民泊協力会の役員の出席をいただき協力会設立までの過程や大会開催までの準備における課題などの説明を受け、大変参考になりました。2目目は競技会場において開始式、競技の進行状況を視察致しました。

今回の視察で特に感じたのは、一般市民の協力はもちろんであります。園児、小中学生、高校生の協力など市民の総力を挙げて開催していることでもあります。本市においても、「ひとり一役」を基本方針に、市民総参加のもとで国体成功に最善の努力をしてまいりたいと存じます。

次に、本市の民泊協力会の設置状況であります。本市では市内各公共施設を利用した民泊を進めるべく50地区での民泊協力会の設立をお願いしておりますが、これまでに昭和飯田川地区においては21か所の設置計画に対しまして、この12月までに100%設置予定となっております。また、天王地区におきましては29か所の計画に対し、15協力会の設置となっております。自治会役員の方々のご尽力に改めて感謝申し上げます。この

後も地域の皆様のご理解とご協力を得ながら、民泊協力会の100%設置を目指してまいりたいと存じます。議員の皆様からもさらなるご支援、ご協力をお願いする次第であります。

本定例会には、潟上市が保育を実施する児童に由利本荘市立保育所を使用させることに関する協議の専決処分の報告、潟上市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（案）、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）、潟上市副市長の定数を定める条例（案）、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）、潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）、秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、秋田県市町村会館管理組合同規約の一部変更について、湖東地区行政一部事務組合同規約の一部変更について、平成18年度潟上市一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、有線放送事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、合併処理浄化槽事業特別会計および水道事業会計の補正予算案を、ならびに人事案件としまして人権擁護委員候補者の推薦についてを上程しております。なお、平成18年度の各会計補正予算案については、担当部長から予算大綱で説明させます。

以上、行政報告ならびに本定例会に上程しております議案でありますので、適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで行政報告を終わります。

【日程第5、承認第8号 専決処分の承認について（潟上市が保育を実施する児童に由利本荘市立保育所を使用させることに関する協議）】

○議長（藤原幸作） 日程第5、承認第8号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

当局より承認第8号について説明を求めます。山平教育次長。

○教育次長（山平 東） おはようございます。

承認第8号、専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男

次のページをお願いします。

専決処分書

潟上市が保育を実施する児童に由利本荘市立保育所を使用させるため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、潟上市と由利本荘市との間において協議することについて、同法第179条第1項の規定に基づき、専決処分とする。

平成18年9月27日 潟上市長 石川光男

今回の専決処分は、潟上市内の3歳の女の子が道川保育所に広域入所したためのものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これより承認第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第8号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。原案のとおり承認されました。

【日程第6、議案第81号 潟上市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第6、議案第81号、潟上市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

当局より議案第81号について大綱説明を求めます。門間福祉保健部長。

○福祉保健部長（門間鋼悦） それでは、3ページを見てください。

議案第81号、潟上市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（案）について
潟上市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例を次のように制定するものとする。

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でありますけれども、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項の規定に基づき、社会福祉法人に対する助成の手続に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

4 ページをお開きください。

潟上市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（案）につきましては、第1条から第4条までとなっておりますが、社会福祉法人に対する助成の手続に関して必要な事項を定めるものでありますのでひとつ宜しくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これより議案第81号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第81号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第7、議案第82号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第7、議案第82号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第82号について当局より大綱説明を求めます。大越総務部長。

○総務部長（大越 宏） おはようございます。

議案第82号についてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い、所要の改正が必要となるため、関係条例を改正するものでございます。

次のページでございますが、今回の改正については、第1番めには副知事および助役制度の見直しに関することございまして、市町村の助役に代えて副市町村長を置くと。

2つめには、収入役を廃止する。

3つめには、吏員制度を廃止し、職員として統一するものでございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）でございますが、第1条については追分出張所設置条例の一部を次のように改正するというので、第3条2項中「吏員」を「職員」に改める。これは現行においては「所長は吏員の中から市長が任命する」とこういうふうになっておりますが、その「吏員」の部分を「職員」に改めるものでございます。

第2条については、監査委員条例でございますが、第2条を削り第3条を第2条とし、第4条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。このことは、現行では「監査委員の定数は2人とする」という部分を削除するものであります。以下の条項を整理で1条ずつ繰り上げると。これは自治法で2人と規定されておりますので、条例からは削除するものでございます。

次に第3条ですが、潟上市特別職報酬等審議会条例の一部の改正でございますが、第2条第1号中「助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。これは現行では「市長は議会の議員の報酬の額並びに市長・助役及び収入役の給与の額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとする」というふうになっておりますが、その「助役及び収入役」の欄を「及び副市長」に改めるものでございます。

第4条、特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例ですが、第1条中「助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。現行では、この条例は「市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関し、必要な事項を定める」、このところの「助役及び収入役」を「及び副市長」に改めるものでございます。

第3条第1項第2号中「助役」を「副市長」に改め、同項第3号を削る。このことは、三役の給料の額が規定されております。「助役65万円」というところを「副市長65万円」に、それから「収入役60万円」という条項を削除するものでございます。

それから第5条、潟上市職員等の旅費に関する条例ですが、これは鉄道賃と船賃がそれぞれ第13条と第14条に定められておりまして、その中の「吏員、雇用人、嘱託員の職にある者」という欄を「職員」に統一するものでございます。

それから次のページですが、第6条、潟上市市税条例の一部を次のように改正する。これは、徴税吏員には「市長またはその委任を受けた市吏員をいう」というところを「市職員」に改正するものでございます。

それから潟上市固定資産評価委員の設置等に関する条例については、第4条の見出しを「助役、収入役等」とあるものを「副市長等」に改め、それから同条第1項中「助役、

収入役その他の吏員をして」を「副市長その他の職員に」改める。これは現行では、「市長が必要ありと認めるときは議会の同意を得て助役、収入役その他の吏員をして評価委員の職務を兼ねさせることができる」という欄でございますが、その「助役、収入役その他の吏員」のところを「副市長その他の職員」と改めるものでございます。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第82号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第82号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第8、議案第83号 潟上市副市長の定数を定める条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第8、議案第83号、潟上市副市長の定数を定める条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第83号について当局より大綱説明を求めます。大越総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第83号の大綱についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市副市長の定数を定める条例（案）についてでございます。

潟上市副市長の定数を定める条例を次のように制定するものとする。

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、副市長の定数を定める必要があるため、関係条例を制定するものでございます。

潟上市副市長の定数を定める条例（案）でございますが、第1条、この条例は、地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を定めるものとする。

（定数）第2条、副市長の定数は、1人とする。これは、第161条第2項で条例で定めなければいけない、定数を定めなければいけないということで、1人と定めるものでございます。

附則、この条例は、平成19年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第83号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第83号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第9、議案第84号 潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第9、議案第84号、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第84号について当局より大綱説明を求めます。大越総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第84号の大綱についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市行政組織条例の一部を次のように改正するものとする。

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、行政組織機構を見直し、行政の効率的運用を図るため、条例の関係部分を改正するものでございます。

今回の改正につきましては、骨子ですが、現在の総務部と企画部を統合致しまして新たな総務部とするものでございます。また、統合によりまして現在の総務課と総合政策課の事務を再配分し、市長公室と総務課に再編するものでございます。市長公室は政策業務、秘書広報情報業務、行政改革推進業務、基金管理業務等を一元化を致しまして、市長の政策立案と進行管理がスムーズにできる体制に整備するものでございます。総務課は、庶務、人事給与業務、分掌法定業務、自治振興業務、情報統計業務等を機能的に再配分し、体制整備を図るものでございます。

潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）でございますが、第2条中「企画部」を削る。第3条中「企画部」および各号を削り、「総務部」を次のように改めるといってございますが、詳細については規則で定めることとなりますが、概略的には、この欄に掲げております（1）から（6）まで、これが市長公室、それから（7）から（17）まで、これが総務課、それから18番が税務収納、19・20が財政課、21が総務課、大筋ではこのような形で振り分けられるものであります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第84号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第84号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第10、議案第85号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第10、議案第85号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第85号について当局より大綱説明を求めます。大越総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第85号の大綱についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、人事院規則の改正に伴い、職員の勤務時間について見直しを図るため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページでございますが、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

第7条を次のように改めるということで、第7条を削除するものでございます。第7条は、「任命権者は所定の勤務時間のうちに市長の定める基準に従い、休息時間を置くものとする」、この欄を削除するものでございます。市長の定める基準というのは規則でうたわれておりまして、概ね4時間の連続する正規の勤務時間ごとに15分の休息時間を置かなければならないということを廃止するものでございます。これは人事院規則の一部改正で、休憩時間、休息時間の制度が設けられておりますが、民間企業の通常の勤務形態の従業員では休息時間に相当する制度がほとんど普及していないということ等を勘案して、今回、休息時間を廃止したものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第85号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第85号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第11、議案第86号 潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第11、議案第86号、潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案の朗読を省略します。

議案第86号について当局より大綱説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） おはようございます。それでは、議案第86号の大綱についてご説明申し上げます。

本案は、潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市消防団に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布され、同日から施行されたことに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）

潟上市消防団に関する条例の一部を次のように改める。

第1条中「第15条第1項、第15条の2第2項及び第15条の6第1項」を「第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

今回の改正でございますけれども、これは災害の規模、対応が大規模、特殊災害時において市町村段階では対応しきれないことから、全国的観点から国や都道府県に所要の権限を付与することとし、制度的枠組みを変更したものでございまして、各市町村に係る条文が繰り下がったものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第86号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第86号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第12、議案第87号 秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について】

○議長（藤原幸作） 日程第12、議案第87号 秋田県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第87号について当局より大綱説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） 議案第87号の大綱についてご説明申し上げます。

本案は、秋田県後期高齢者医療広域連合の設置についてでございます。

地方自治法第284条第3項の規定により、平成19年2月1日から秋田県の区域内のすべての市町村と高齢者の医療の確保に関する法律の施行の準備をし、および同法に規定する後期高齢者医療の事務を処理するため、別紙のとおり規約を定め、秋田県後期高齢者医療広域連合を設置するものとする。

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、秋田県後期高齢者広域連合の設置につきましては、地方自治法第291条の11の規定に基づき、関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願い致します。

秋田県後期高齢者医療広域連合規約（案）でございます。

第1条につきましては、広域連合の名称。それから第2条は、広域連合を組織する地方公共団体。それから第3条には、広域連合の区域を規定してございます。第4条につきましては、広域連合の処理する事務ということで、後期高齢者医療制度の事務のうち広域連合が処理する事務を規定してございます。第5条は、広域連合の作成する広域計画の項目ととなっております。第6条は、広域連合の事務所に関することでございます。第7条、広域連合の議会の組織、第1項広域連合議会の議員定数を24人とするもの。それから第2項につきましては、広域連合会は市長6人、町村長6人、市議会議員6人、町村議会議員6人で組織することとするもの。それから第8条でございますが、広域連

合議員の選挙の方法を規定してございます。第9条、広域連合議員の任期でございますけれども、第1項については、広域連合議員の任期は当該市町村の長または議会の議員としての任期によるものとする。第2項には、広域連合議員の失職について規定する。それから第3項につきましては、欠員等の際の補欠選挙について規定してございます。それから第10条には、広域連合の議会の議長および副議長の選任方法ならびに任期を規定してございます。第11条は、広域連合の執行機関の組織でございます。第1項は広域連合に広域連合長および副広合長2名を置くこととするもの。第2項につきましては、広域連合に会計管理者を置くこととするもの。第3項が、広域連合長および副広域連合長は、広域連合議員と兼ねられないことを規定してございます。第12条につきましては、広域連合の執行機関の選任の方法でございます。それから第13条については、広域連合の執行機関の任期をうたってございます。それから第14条には、補助職員と致しまして広域連合の職員の配置について規定しております。第15条につきましては、選挙管理委員会に関して規定しているものでございます。それから第16条は、監査委員に関する規定。それから第17条については、広域連合の経費の支弁の方法でございます。第1項については広域連合の経費は関係市町村の負担金、事業収入、国および県の支出金、その他の収入を充てることを規定してございます。第2項につきましては、関係市町村の負担は別表第2の負担割合において広域連合の予算で定めることを規定しております。第18条、附則でございます。規約の施行に関し、必要な事項は広域連合長が規則で定めることを規定するものでございます。

附則につきましては、施行期日でございますが、1つめは施行期日を平成19年2月1日と致しまして、会計管理者の設置については平成19年4月1日からとっております。なお、規約施行時に合わせまして平成19年2月1日に広域連合長の選挙を行う予定となっております。経過措置でございますが、平成20年3月31日までは第4条に規定する事務の準備行為を行うことを規定しております。3つめと致しまして、広域連合設立の初めての広域連合長の選挙は、秋田県市町村会館で行うことを規定しております。それから4つめは、平成19年3月31日までは「職員」を「吏員その他の職員」と読み替えることを規定しております。5つめには、負担割合および基準人口について規定してございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第87号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） この秋田県後期高齢者広域連合の設置は先の国会で決めました後期高齢者医療制度の具体化というかね、それ進めるためのものですがけれども、今時点で国や県から医療制度についていろいろな資料とか来ていると思うんですがけれども、それについて把握している情報がありましたら知らせてほしいと。また、この後期高齢者医療制度の概要についても説明、概要、本当大きな枠ですね、それを説明願いたいと思います。

それから2番めは、この秋田県後期高齢者医療連合が設置された場合、潟上市で対象となる方はどれぐらいいるのかということと、現在の推移からみて対象年齢の方の総医療費、現在のかかっている医療費の分でもよろしいのですので、概算でどれぐらいあるのかということをお聞きしたいと思います。

それから3つめは、この条例が設置されますと議員とか市長とかいろいろな方が集まって議員ということでやるわけですがけれども、住民の側からすれば、この連合に対していろいろな要望があった場合にどういう形でどう反映させていったらいいのかということがもし考えていることがありましたら、ご説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） 11番藤原議員にお答え申し上げます。

後期高齢者医療制度の概要につきましては、現在の老人保健そのままが移行するものでございまして、少子高齢化によりまして支える人数より支えられる人数が多く、このままでは国民皆保険制度が崩れると、そういった理由がございまして。そのため75歳以上の人からも患者負担を1割、現役並み所得については3割をお願いするものでございまして。保険料については広域連合で決定を致しまして、町村は各市町村で行うものですが、督促・催告、それから納入通知等については市町村が行います。資格証明、短期保険証等の対応もあるものと考えております。

それから市の対象となる人数と医療費ということですが、これは17年の状況でございましてけれども、老人保健医療受給者数は4,181人、これは11月末現在となっております。それから老人医療費の総額ですがけれども、37億5,311万53円、これ17年度実績でございまして。そのうちの市の負担分でございまして、2億4,590万2,189円となっております。医療費の状況ということですが、国保につきましては、対象人員がですね、国保の場合

が7,246人、老保が4,181人でございます。

それから住民からの声をどのように反映されるのかというご質問でございますけれども、広域連合議員につきましては直接選挙による選出されました市町村長および市町村議会議員の中から選出されることとなりますので、間接的ではありますけれども民意は十分に反映されると考えております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番、よろしいですか。

○11番（藤原典男） はい。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第87号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第13、議案第88号 秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更について】

○議長（藤原幸作） 日程第13、議案第88号、秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第88号について当局より提案理由の大綱説明を求めます。大越総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第88号の大綱についてご説明を申し上げます。

本案は、秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、秋田県市町村総合事務組合格約の一部を別紙のとおり変更する。

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布され、同日から施行されたことに伴い、秋田県市町村総合事務組合格約を改める必要があるため、組合格約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページですが、秋田県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約（案）でございますが、別表第2第2項下欄第2号中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に、これは非常勤消防団員に対する公務災害保障でございます。それから「第15条の8」を「第25条」に改める。これは非常勤消防団員に対する退職報償金のことでございまして、

消防組織法の改正により条項が変わったものでありまして、条文については全く変更がございません。

附則、この規約は、知事の許可を受けた日から施行する。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これより議案第88号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第88号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第14、議案第89号 秋田県市町村会館管理組合規約の一部変更について】

○議長（藤原幸作） 日程第14、議案第89号、秋田県市町村会館管理組合規約の一部変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第89号について当局より提案理由の大綱説明を求めます。大越総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第89号についての大綱についてご説明を申し上げます。

本案は、秋田県市町村会館管理組合規約の一部変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体と協議のうえ、次のとおり秋田県市町村会館管理組合規約を変更する。

ご説明の前に提案理由を、26ページの下段の方ですが提案理由を申し上げます。市町村合併に伴い、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数が大きく減少したことから、同組合の議会議員の定数を見直す必要がある。特に町村数が大きく減少したことから、町村長が互選する議員の数を6人とし、議員の定数を9人とするものである。また、地方自治法の一部改正により、助役、収入役制度等の見直しが行われたことに伴い、同組合規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

前のページに戻りまして、規約の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「14人」を「9人」に改める。これは組合議会の議員定数でございます。同条第2項中「11人」を「6人」に改める。これは町村の長が互選した者を「11人」から「6人」に5人減ずるものでございます。市の長が互選した人数については「3人」となっておりますが、これは変更がございません。

それから第7条の見出し中「助役及び収入役」を、この項を「副管理者」に改めるものでございます。同条第1項から第3項までの規定中「助役」を「副管理者」に改め、同条第4項を削る。これは「組合に管理者及び助役1人を置く」という欄を「組合に管理者及び副管理者を置く」というふうに改めるものでございます。同条第4項を削る。これは収入役の制度が廃止されることに伴う削除でございます。

第8条の見出し、同条第1項および第2項中「吏員その他の」を削る。これは「組合に吏員その他の職員を置く」となっている欄を「組合に職員を置く」というふうに改正するものでございます。

附則、この規約は、秋田県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第7条および第8条の変更規定は、平成19年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これより議案第89号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第89号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第15、議案第90号 湖東地区行政一部事務組合格約の一部変更について】

○議長（藤原幸作） 日程第15、議案第90号、湖東地区行政一部事務組合格約の一部変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第90号について当局より提案理由の大綱説明を求めます。大越総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第90号の大綱についてご説明を申し上げます。

本案は、湖東地区行政一部組合格約の一部変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、湖東地区行政一部事務組合格約の一部を別紙のとおり変更する。

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、助役、収入役制度等の見直しが行われたことに伴い、湖東地区行政一部事務組合格約を改める必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページでございますが、規約（案）でございますが、第8条第1項中「助役3名、収入役1名」を「副管理者3名」に改める。この欄は「組合に管理者1名、助役3名、収入役1名」というふうになっておりますものを、「組合に管理者1名、副管理者3名」に改めるものでございます。同条第3項中「助役は」を「副管理者は」に、「組合市町の助役」を「組合市町の副市町長」に改め、同条第4項を削る。この欄は、助役の選任方法でございますが、現行では「助役は管理者の選出された以外の組合市町の長及び管理者の選任された組合市町の助役をもって充てる」、この欄を「助役」というところを、最初の方を「副管理者」に改めて、最後の「助役をもって充てる」という欄を「副市町長をもって充てる」に改正をするものでございます。それから同条第4項を削るは、収入役制度の廃止に伴うものでございます。

第9条中「、助役及び収入役」を「及び副管理者」に、「助役、収入役」を「副市町長」に改める。このことも任期の欄でございますが、このことも「助役及び収入役」の欄を「副管理者」に改めて、「助役、収入役」を「副市町長」に改めるという改正でございます。

第10条中「吏員その他の」を削る。第10条中、これは「組合に吏員その他の職員を置く」という欄でございますが、「組合に職員を置く」というふうに改正するものでございます。

附則、この規約は、知事の許可を受け平成19年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これより議案第90号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第90号については、総務常任委員会に付託します。

暫時休憩します。再開は11時20分とします。

午前11時09分 休憩

.....
午前11時20分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

【日程第16、議案第91号 平成18年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）に

ついて】

○議長（藤原幸作） 日程第16、議案第91号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（案）
についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第91号について当局より大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第91号についてご説明致します。

議案書の29ページからでございます。

議案第91号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について
別冊のとおり

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男

それでは、ただいま提案されました議案第91号の予算大綱説明を行います。お手元に
配布しております資料の一般会計補正予算書（第3号）についてをお開き願いたいと思
います。

平成18年度潟上市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ
れぞれ2,264万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億464万円
とするものでございます。

はじめに、歳入予算についての主なものをご説明致します。

補正予算書の9ページお開き願いたいと思います。

13款1項1目民生費国庫負担金は、1,470万1,000円の増額でございます。このうち4
節でございます児童扶養手当給付費負担金666万6,000円の減額は、年間所要見込みの減
に伴う国庫負担金の減額分でございます。6節生活保護費負担金2,136万7,000円の増額
は、所要見込みの増に伴う国庫負担金の増額分でございます。

続きまして13款2項4目土木費国庫補助金でございますが、440万円の増額ござい
ます。これは大清水下谷地線改良事業に伴う地方道路臨時交付金でございます。事業
費の55%を今回歳入で追加補正してございます。

続きまして14款2項2目民生費県補助金は、126万2,000円の増額であります。主なも
のは、ひとり親家庭児童保育援助費補助金133万5,000円でございます。同じく6目教育
費県補助金は、140万2,000円の増額であります。主なものは第62回国民体育大会競技
別リハーサル大会相撲競技補助金119万2,000円で、精算による増額分でございます。

それから19款5項5目雑入でございますが、94万5,000円の増額であります。主な

ものは自治総合センターコミュニティ助成金250万円でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、歳出予算について主なものをご説明申し上げます。

各項目の内容について申し上げます前に、今回は市町村共済組合負担金の共済負担率の変更等に伴う人件費の補正を全般にわたって補正計上していることをまずもってご報告申し上げます。このほかの事項について、主なものをご説明申し上げます。

補正予算書の14ページお開き願いたいと思います。

14ページの2款1項10目の自治振興費でございますが、225万4,000円の増額であります。主なものは、天王本郷コミュニティ用備品購入に伴うものでございます。同じく13目防犯対策費は282万4,000円の増額であります。これは街灯に係る電気料の不足分と、11月7日の強風による街灯修繕料であります。同じく16目基金費は850万9,000円の増額であります。これは財政調整基金の積立金であります。なお、補正後の積立額の現在高は3億552万5,000円となります。

続きまして、17ページをお願い致します。

3款1項4目老人保健医療費は98万2,000円の増額であります。主なものは後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金で、派遣職員に係る人件費分でございます。同じく6目老人福祉費は30万4,000円の減額であります。このうち18ページの19節の特別養護老人ホームわかば園整備事業補助金は300万円の計上であります。これは、同施設の増床整備費用に対する補助金でありまして、10年間の補助金総額3,000万円のうち今年度分に係るものでございます。なお、この関係については補正予算書の6ページの第2表債務負担行為補正におきまして次年度以降分を計上してございますので、その点についても併せてご審議のほどを宜しくお願い申し上げます。

同じく18ページの3款2項1目児童福祉総務費は、618万4,000円の増額であります。主なものは、13節広域入所保育委託料423万円と、20節ひとり親家庭児童保育援助費178万6,000円をそれぞれ増額するものであります。いずれも対象者見込みの増によるものでございます。

続きまして、補正予算書の19ページでございます。

3目の母子福祉費は2,000万円の減額であります。これは所要見込額の減によるものであります。

続きまして、20ページお願い致します。

3款3項2目扶助費は2,935万5,000円の増額であります。これは対象世帯数等の増によるものであります。

続きまして、23ページお願い致します。

4款2項2目廃棄物対策費は625万5,000円の減額であります。これは主にゴミ袋購入費の契約差額に伴うものであります。

続きまして、25ページお願い致します。

6款3項1目水産業振興費は140万円の増額であります。これは県漁業協同組合天王支所荷捌所の増設工事補助金であります。

続きまして、27ページお願い致します。

8款2項1目道路維持費は、249万円の増額であります。主な内容と致しましては、15節工事請負費のうち道路維持補修費434万2,000円および22節の移設補償費125万8,000円などとなっております。同じく2目道路新設改良費は336万7,000円の増額で、主に街道下道路改良事業に伴う用地取得費でございます。

続きまして、28ページでございます。

8款4項3目公園費は243万8,000円の増額であります。主なものは13節の樹木伐採処理等委託料235万円でございます。

続きまして、29ページでございます。

10款1項2目事務局費は182万円の増額であります。主なものは19節の児童生徒派遣費補研助金150万円であります。

10款2項1目小学校管理費は615万4,000円の増額であります。主なものは11節需用費のうち修繕料421万3,000円でありまして、小学校パネルヒーターの修繕等となっております。

10款3項1目中学校管理費は、819万1,000円の増額であります。主なものは、31ページお聞き願いたいと思います。11節需用費のうち修繕料647万1,000円でありまして、これは中学校パネルヒーターの修繕等となっております。

続きまして、34ページでございます。

10款7項3目体育施設費は497万円の減額であります。主なものはB&G海洋センタープールの塗装工事に伴う契約差額をこのたび減額したものでございます。

以上で議案第91号の一般会計の補正予算（第3号）についての大綱説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第91号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第91号については、各常任委員会にかかわる各所管の事項について付託します。

【日程第17、議案第92号 平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について】

○議長(藤原幸作) 日程第17、議案第92号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第92号について当局より大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役(鑑利行) ただいま提案されました議案第92号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について

別冊のとおり

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男

お手元に配布してございます補正予算書の第2号について簡単にご説明致します、大綱をご説明申し上げます。この議案第92号につきましては、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の歳出のみの補正となっております。

それで主なものとしては、補正予算書の5ページお開き願いたいと思います。

5ページの葬祭費でございます。2款保険給付費5項葬祭諸費1目の葬祭費126万円、これを追加するものでございますので、宜しくご審議願いたいと思います。

以上で議案第92号の大綱説明を終わります。

○議長(藤原幸作) これより議案第92号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番(西村武) この葬祭費ですけれども、これはわかりますけれども、内容についてもう少し詳しく説明を願います。

○議長(藤原幸作) 宮田課長。

○市民課長(宮田隆悦) 西村議員にお答え致します。

葬祭費の126万円でございますが、これにつきまして6万円の21名分を補正お願いするものでございます。1人6万円でございます。今の現在の国保関係の方では大体年間200人ほどが亡くなっているということでございまして、その不足分でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 20番、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第92号については、社会厚生委員会に付託します。

【日程第18、議案第93号 平成18年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第18、議案第93号、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第93号について当局より大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第93号についてご説明致します。

この議案につきましては、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について

別冊のとおり

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

お手元に配布しております補正予算書に基づいてご説明致します。

1ページのところでございます。

平成18年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,980万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,165万7,000円とするものでございます。

今回の補正の内容につきましては、補正予算書の5ページ、6ページにわたってお開き願いたいと思います。

補正の主なものと致しましては、5ページに掲載されております介護予防サービス給付費から特定入所者介護サービス費の組み替えが5ページに掲載されてございます。また、6ページには平成17年度介護給付費国県負担金の返還金にかかわるものでございます。

以上が議案第93号の補正予算の大綱説明でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第93号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第93号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第19、議案第94号 平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算(第2号)(案)について】

○議長(藤原幸作) 日程第19、議案第94号、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算(案)についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第94号について当局より大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役(鑑利行) ただいま上程されました議案第94号についてご説明致します。

この議案につきましては、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算(第2号)(案)についてでございます。

内容は別冊のとおりでございます。

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

このたびの議案第94号の有線放送事業特別会計補正予算の関係につきましては、64万2,000円を追加して、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4,554万6,000円とするものでございます。

補正の主なものとしては、業務費でございます。お手元の補正予算書の5ページに掲載してございますけれども、業務費を65万8,000円追加するものでございまして、これは有線放送のケーブルの移設に伴う消耗品と委託料の関係で、合わせて65万8,000円を追加するものでございます。

なお、この関係については市道金山線の関係の移設にかかわるものでございまして、歳入につきましては一般会計の方で予算措置しておるものでございますので、宜しくお願ひ申し上げます。

以上で議案第94号の大綱説明を終わります。

○議長(藤原幸作) これで説明を終わります。

これより議案第94号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第94号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第20、議案第95号 平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第20、議案第95号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第95号について当局より大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第95号についてご説明致します。

この議案につきましては、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてでございます。

別冊のとおり

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

それでは議案第95号の内容について、お手元の補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の関係についてでございますが、歳入歳出それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,802万1,000円とするものでございます。

この補正の主なものとしては、補正予算書の5ページのところに掲載してございますけれども、羽立地区の排水施設に係る修繕料59万9,000円がこのたびの補正の主なものでございます。

以上で議案第95号の補正予算の大綱説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これより議案第95号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第95号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第21、議案第96号 平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第21、議案第96号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）についてを議題と致します。

議案の朗読を省略します。

議案第96号について当局より大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第96号についてご説明致します。

この議案につきましては、平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてでございます。

別冊のとおり

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

それでは、議案第96号の大綱についてご説明致しますけれども、1ページをお開き願いたいと思います。

このたびの補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ979万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,671万8,000円とするものでございます。

このたびの補正の減額する理由と致しましては、単独分の事業費が確定し、その請負契約差額を減額するという内容でございますので、宜しくお願ひしたいと思います。

以上で議案第96号の大綱説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これより議案第96号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第96号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第22、議案第97号 平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第22、議案第97号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第97号について当局より大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第97号についてご説明致します。

ただいま上程されました議案第97号の平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明致します。

別冊のとおりでございます。平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

議案第97号の大綱についてご説明申し上げます。

この議案につきましては、1ページでございますとおり歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ156万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,536万2,000円とするものでございます。

補正の主なものと致しましては、6ページに掲載してございますけれども、工事請負費の契約差額による減額補正でございます。

以上で議案第97号の大綱説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これから議案第97号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 今、減額の理由は述べられたとおりですけれども、18年度の予定しておりました合併浄化槽の各家庭への設置の数というんですか、それは当初市が予定したものより下回ったからこういうふうになったのではないかと思われるんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（藤原幸作） 伊藤部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） お答えします。

合併浄化槽の事業に関しては、予定戸数は増えています。工事の分の請負差額分が減額ということになります。

以上です。

○議長（藤原幸作） よろしいですか。

○11番（藤原典男） はい。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第97号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第23、議案第98号 平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第23、議案第98号、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第98号について当局より大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第98号でございますが、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について

別冊のとおり

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

この議案第98号の補正予算の大綱説明でございますが、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的支出においては154万9,000円、それから資本的支出においては4,896万円の減額となっております。

主なものと致しましては、7ページに掲載してございますけれども、老朽管更新工事にかかわる精算に伴うものでございます。

以上で98号の大綱説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これより議案第98号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第98号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第24、同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（藤原幸作） 日程第24、同意第6号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第6号について提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第6号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 潟上市天王字睦合24番地4

氏 名 村山 稔

生年月日 昭和20年9月13日

平成18年12月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、平成19年3月31日付けで人権擁護委員の児玉和夫氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなけれ

ばならないものである、これが提案理由でありまして、現在の委員の児玉和夫氏は、現在、潟上市の社会福祉協議会の事務局長をしておる方ですが多忙のために辞退したいということで、その後任として同じく天王地区の村山 稔さんを推薦したいと。村山 稔さんの略歴については、お手元にお届けしておりますが、平成18年の3月に秋田県立男鹿工業高等学校校長を定年退職した方で、私も大変存じ上げておりますが、人柄も円満で、人権擁護委員として適任であるところだと思っておりますので、どうか宜しくお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（藤原幸作） これより同意第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第6号を採決致します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、同意第6号、人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件は同意することに決定しました。

【日程第25、陳情第16号 要望書（特別養護老人ホーム松恵苑増床工事等に係る助成について） から 日程第34、陳情第25号 飯田川地域の自然環境整備の保全について】

○議長（藤原幸作） 日程第25、陳情第16号から日程第34、陳情第25号までを議題とします。

請願・陳情の朗読と説明を省略します。

ただいま提案された陳情第16号から陳情第25号については、12月4日の議会運営委員会においてお手元に配布の請願・陳情一覧のとおり各常任委員会に付託することにしました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、陳情第16号から陳情第25号については、各常任委員会に付託することに決定しました。

【日程第35、陳情第12号 「道路整備・雨水排水・舗装工事・側溝新設について」の取下げの件について】

○議長（藤原幸作） 日程第35、陳情第12号、「道路整備・雨水排水・舗装工事・側溝新

設について」の取下げの件を議題とします。

お諮り致します。継続審査となっておりました陳情第12号については、陳情者から取下げたいとの申し出がありますので、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、陳情第12号の取下げは許可することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。

なお、8日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでございました。

午前11時50分 散会

